



TIB オープンイノベーション導入・促進
プログラム実施事業者 公募要項

令和7年9月

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課

1. 目的

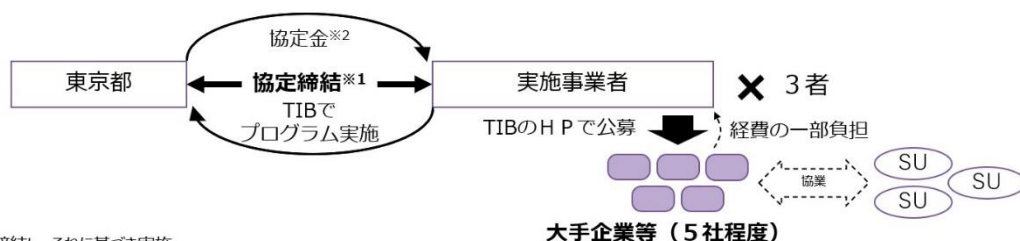
東京都は、東京からイノベーションを巻き起こすことを目指し、スタートアップの一大支援拠点「Tokyo Innovation Base」(以下、「TIB」といいます。)を設置し、国内外のスタートアップやその支援者が集い、交流するプラットフォームとして運営しています。

TIBで挑戦者とそれを応援する人をつなげる(Collaboration)取組として、行政や大手企業、大学など、様々なプレイヤーとスタートアップとの協業を推進する。その一つとして、TIBが大手企業等による効果的なオープンイノベーションを後押しし、ここから多くの“スタートアップのファーストカスタマー”が生み出されることを目指し、オープンイノベーションの導入や促進を後押しするプログラム(以下「本プログラム」という。)を実施する。これにより、TIBで大手企業等とスタートアップが出会い、協業によるオープンイノベーションを創出してゆくことを目指す。

2. 事業概要

- (1) 都が本プログラム実施事業者3者(予定)を公募・採択し、各事業者と協定を締結する。
- (2) 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本プログラム実施事業者は、2026年3月までの間に、5社程度の大手企業等に対して、TIBを活用してオープンイノベーションの導入や促進を後押しするプログラムを実施することで、大手企業等とスタートアップとの協業を促す。
- (4) 本プログラム事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- (5) 協定金の算定にあたっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

【事業スキーム図】



※1 協定を締結し、それに基づき実施。

※2 採択1社あたり1,300万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を上限とする。

3. 本プログラム実施事業者の公募

(1) 本プログラム実施事業のテーマ設定

プログラム実施事業者は、提案時に、大手企業等がスタートアップとの協業を行うことを目的としたプログラムのテーマを自由に設定する。

＜テーマのイメージ＞

- ・本業シナジーコース
- ・アセット活用コース
- ・新規事業採択コース 等

(2) 本プログラム実施事業者の要件

本プログラム実施事業者は、事業の対象となる大手企業等のニーズに即して事業者自身が有する強みを生かしたプログラムの実施に取り組む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- (ア) 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップ・エコシステムを東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- (イ) 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、大手企業等がスタートアップと協業するために必要な支援を提供する事業推進力を有する。
- (ウ) 大手企業等がオープンイノベーションを導入・促進する際の組織・経営面等における課題についての理解力を有する。
- (エ) 大手企業等との協業が見込めるスタートアップのネットワークや支援の実績を有する。
- (オ) 本プログラム終了後も、必要に応じて、対象となる大手企業等が具体的な事業化に至る際のサポートサービス（自社事業を含める）を提供できる。
- (カ) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。

(3) 本プログラム実施事業者の役割

(ア) 対象企業の募集・選定

各プログラム実施事業者は、ターゲットとなる大手企業等を公募し、協定書締結後、3週間を目途に5社程度選定する。公募時期は3社一斉に開始することを想定している。

(イ) 対象企業に提供するプログラム

各プログラム実施事業者は、選定した大手企業等（以下「対象企業」という。）が、スタートアップとの協業を開始することを目的として、次の（ウ）から（エ）のプログラムを実施する。

(ウ) トレーニング

各プログラム実施事業者は、対象企業の役職員（1名程度）に対して、TIBを活用

し、上記（１）で設定したテーマに沿ったトレーニングを、下記３（４）（イ）で定めるプログラム実施期間中に実施する。

トレーニングは、講義（１回）、ワークショップ（２回以上）を交え、対象者が３回以上参加する内容とする。具体的なトレーニングの内容は提案によるものとする。

ワークショップは、次を目的としたものを含めることで２回以上とすること。

- ・スタートアップとの協業企画案の作成（１回以上）
- ・スタートアップとの協業企画案のブラッシュアップ（１回以上）※

※ 協業候補先スタートアップの紹介を行った際に検出された課題を踏まえたブラッシュアップに関する指導を含めること。

（エ）個別相談・マッチング支援

各プログラム実施事業者は協定期間中に、対象企業に対し、「スタートアップとの協業企画案の策定に関する助言」や「協業候補先スタートアップの紹介」などの個別相談・マッチング支援を行う。

<（ウ）（エ）の流れのイメージ>



（オ）交流促進イベント

各プログラム実施事業者は、プログラム実施事業者３者の対象企業の交流を目的とした「合同ネットワーキング・イベント」を１回以上、実施すること。

実施にあたり以下の事項に対応すること。

- ・実施日時は都と相談の上、決定すること。
- ・実施の際は、基調講演、ワークショップ、ピッチなど、対象企業の参加や交流を促す内容をプラスすること。
- ・他のプログラム実施事業者が実施する「合同ネットワーキング・イベント」についても、自らが行うプログラムにおける対象企業の参加を促すなど、協力を行うこと。

- ・ ネットワーキングの活性化を目的に、参加者向けに飲料（コーヒーなど）及び軽食（サンドイッチなど）を用意すること。

（カ） Sushi Tech Tokyo 2026 への参加に向けた調整

各プログラム実施事業者は、下記 3（5）⑦に記載する本プログラムに参加する大企業による Sushi Tech Tokyo への出展に向けた調整について、都と連携すること。

例えば、対象企業が行うパネル案制作についての助言を実施すること。

（キ） 事業報告及び KPI 達成状況等の報告

各プログラム実施事業者は、事業実施後に事業報告及び各 KPI の達成状況について、都に報告すること。その際、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料を都に提出すること。

事業実施期間中についても、都の求めに応じて進捗状況を報告すること。

（4） 実施期間

（ア） 企業選定期間

協定締結日（2025 年 10 月頃）から 3 週間程度

（イ） プログラム実施期間

協定締結日（2025 年 10 月頃）から最長 2026 年 3 月 31 日まで

※上記期間中に期間を定めて実施すること。

（5） 対象企業の選定要件

本プログラム実施事業者が定める対象企業の選定方針について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 東京都内において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ウ）民法第 90 条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ③ 本プログラムの支援を必要としており、本プログラムの目的達成のために適当な事業者であること。
- ④ 本プログラム参加のための十分な体制を確保すること。また、本プログラム実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑤ 本プログラムの趣旨を理解し、実施期間中、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示すこと。
- ⑥ 各社 10 万円未満の参加料を収納できる企業であること。なお、本プログラム実施事業者は、徴収した参加料を本プログラムの実施費用に充てること。
- ⑦ 2026 年 4 月 27 日から 29 日に東京ビッグサイトにて実施される SusHi Tech Tokyo 2026 において、都は本プログラムの成果発表を行い、スタートアップとのマッチングを促進するブースを設置する予定である。このブースの設置に協力し、当日現

地に参加できる企業であること。なお、出展費用（出展費、ブース設営費、パネル代）は、東京都が負担するが、交通費や人件費などは企業の負担となる。

【留意事項】

本プログラム実施事業者と以下①から④に該当する関係にある会社等は、原則として、対象企業に選定しない。

- ① 次のいずれかに該当する資本関係にある。
 - ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等）の関係にある場合
 - イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 次のいずれかに該当する人的関係にある。
 - ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 出資比率が 50%を超えている。
- ④ 支配従属関係にある。

4. 東京都と本プログラム実施事業者との連携

（1）公募・審査

都は、「5.（1）応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

（2）協定の締結

都は、採択した本プログラム実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する（別紙参照）。

（3）都の本プログラム実施事業者に対する支援等の内容

（ア）協定金の支払い

都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払いを行う。

①基準額

応募時に都及び本プログラム実施事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、1,100 万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。

詳細については、別紙1「TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム実施事業者への協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明」参照。

②成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせて、上限1,300万円を支払う。

③支払時期

原則として、事業終了（2026年3月31日）後、都より審査を経て一括払いにより支払う。

（イ）その他

プログラム実施にあたっては、東京都と調整の上、TIBを会場として利用する。ただし、オンライン方式の講義を行う場合など、特別な事情がある場合はこの限りでない。

5. 本プログラム実施事業者の応募方法

（1）応募要件

以下の（ア）～（オ）の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

（ア）次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他東京都が認める者

（イ）次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。

- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

(ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(エ)大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する豊富な実績を有していること。

(オ)その他、上記 3（2）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

2025 年 9 月 9 日（火）から同年 9 月 30 日（火）17 時まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

（締め切り：2025 年 9 月 16 日（火））

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、2025 年 9 月 22 日（月）17 時までに意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 応募様式の提出

下表で指定する応募書類の電子データを「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量を 10MB 未満とすること）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。

なお、応募書類の提出後、2 日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

6. 審査の流れ

（1）審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、10月上旬頃にオンラインで行う。詳細は、応募者に別途連絡する。

（2）審査基準

以下の基準 No.1～10 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	評価のポイント (企画書に記載して頂きたい事項)
1	企業情報（10 点）	・ 事業内容 ・ 財務情報 ・ 大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する業務実績 等
2	事業への理解（10 点）	・ 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プログラムの趣旨を理解しているか ・ 大手企業のオープンイノベーション導入・促進における現状・課題を理解しているか
3	事業計画（10 点）	・ プログラム実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか

4	実施体制（10 点）	・ 大手企業等のオープンイノベーションを導入・促進するにあたり必要な知見を提供できる十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか ・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか
5	対象企業選定の方針（10 点）	・ 各プランのターゲットに即した選定方針になっているか ・ スタートアップとの協業を実現できる企業を選定できる方針となっているか ・ 10 万円未満の参加料を徴収する方針となっているか
6	テーマやトレーニング内容、個別相談体制の妥当性（25 点）	・ テーマや、トレーニング内容、個別相談の体制が、大手企業がスタートアップとの協業を促進するうえで、適切なものとなっているか ・ TIB が大手企業やスタートアップが集う場となるよう、TIB を的確に活用する予定か ・ プログラム終了後も対象企業へのサポートを継続的に行うことができるか ・ スタートアップ・エコシステムの関係者や専門家等と連携したプログラムになっているか
7	交流促進イベント（15 点）	・ 「合同ネットワーキング・イベント」は、は、基調講演、ワークショップ、ピッチなど、対象企業の参加や交流を促す内容がプラスされているか
8	KPI 設定の妥当性（10 点）	・ 各 KPI 項目の目標値・協定金見積額の設定理由、背景等の妥当性 ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか

（3）採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、高い得点を得た応募者上位 3 者を採択する。
 応募者には、10 月上旬頃に結果を通知する。

7. 留意事項

- (1) 本プログラム実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性がある（本プログラムに参加した対象企業の企業名は、公表可能な情報に含まれるものとする。）。
- (5) 採択事業者及び対象企業には、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合がある。
- (6) 以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容とした場合
- (7) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として必要な範囲で共有、利用される。個人情報や機密を含む情報は、事前の承認なく第三者に提供することはない。

8. 関係資料

- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」
https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf
- ・ Tokyo Innovation Base ホームページ
<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側
電話番号：03-5388-2106
メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

企画書について

(1) 企画書に盛り込むべき内容

企画書は、以下の項目をタイトルとして章立てしたうえで、作成すること。

(項目の順番は、以下の通りとすること)。

No	項目	評価のポイント (企画書に記載して頂きたい事項)
1	企業情報 (10 点)	・ 事業内容 ・ 財務情報 ・ 大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する業務実績 等
2	事業への理解 (10 点)	・ 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プログラムの趣旨を理解しているか ・ 大手企業のオープンイノベーション導入・促進における現状・課題を理解しているか
3	事業計画 (10 点)	・ プログラム実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
4	実施体制 (10 点)	・ 大手企業等のオープンイノベーションを導入・促進するにあたり必要な知見を提供できる十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか ・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか
5	対象企業選定の方針 (10 点)	・ 各プランのターゲットに即した選定方針になっているか ・ スタートアップとの協業を実現できる企業を選定できる方針となっているか ・ 10万円未満の参加料を徴収する方針となっているか
6	テーマやトレーニング内容、個別相談体制の妥当性 (25 点)	・ テーマや、トレーニング内容、個別相談の体制が、大手企業がスタートアップとの協業を促進するうえで、適切なものとなっているか

		・ TIB が大手企業やスタートアップが集う場となるよう、TIB を的確に活用する予定か ・ プログラム終了後も対象企業へのサポートを継続的に行うことができるか ・ スタートアップ・エコシステムの関係者や専門家等と連携したプログラムになっているか
7	交流促進イベント（15 点）	・ 「合同ネットワーキング・イベント」は、は、基調講演、ワークショップ、ピッチなど、対象企業の参加や交流を促す内容がプラスされているか
8	KPI 設定の妥当性（10 点）	・ 各 KPI 項目の目標値・協定金見積額の設定理由、背景等の妥当性 ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか

（２） 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。

都が A4 横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。

ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

（３） 留意事項

（ア）表紙を作成すること。

（イ）目次を記載すること。

（ウ）企画書は表紙・目次・中扉・概要を除いて 20 頁以内とすること。

（エ）提案事項の全体をまとめた概要を 2 頁以内で記載すること。

（オ）企画書は、（１）で指定するタイトル毎に章立てしたうえで作成すること。

各タイトルを掲載したページの冒頭に、50～100 文字程度の紹介文を記載すること。これらは、採択時に公表されても問題ないものとする。

（カ）ページ番号を記載すること。

（キ）フォントは自由とするが企画書の記載は 10 ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。

（ク）各ページ右肩に、（１）で指定する各タイトルを記述すること。

（ケ）当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。

（コ）使用する言語は日本語とする。

（サ）表紙には、表題として「TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム実施事

業者 企画書」と記載すること。
(シ)個人名や会社名を記載しないようにすること。